

[NEWS RELEASE]

2021年1月19日

各 位

株式会社三井住友フィナンシャルグループ

ESG に関する開示内容の高度化について

株式会社三井住友フィナンシャルグループ (執行役社長グループ CEO:太田 純、以下、当社 グループを総称して「SMBC グループ」) は、ESG に関する開示内容を高度化します。

SMBC グループは、サステナビリティ宣言に基づきお客さまをはじめとするステークホルダーとの対話を重ね、共に行動することにより、サステナビリティの実現に積極的に貢献してまいります。

1. 「人権尊重に係る声明」の改訂

近年、企業による人権尊重の必要性に対する国際的な関心が高まっています。2011 年に国連が企業の人権尊重責任を明記した「ビジネスと人権に関する指導原則」(以下、指導原則)を採択して以降、指導原則の着実な履行に向けた行動計画の策定が欧米諸国を中心に進みました。わが国でも昨年10月、「『ビジネスと人権』に関する行動計画」が策定され、その中では企業に対し、指導原則に従った人権尊重への期待が示されています。

このように、『ビジネスと人権』に関する行動への社会的要請が高まる中、SMBC グループは2017 年 4 月に「人権尊重に係る声明」(以下、「本声明」)を公表し、本声明に基づいた対応を進めてまいりました。今回の改訂により、「人権尊重へのコミットメント」「人権面も含めたデューデリジェンス」「救済措置へのアクセス」といった、指導原則における重要な要素に対する当社の考え方を明確化します。当社は今後、人権への負の影響を是正するため、企業の義務・責任をより一層果たしてまいります。

(URL)

https://www.smfg.co.jp/sustainability/group_sustainability/forrights/Statement_on_Human_Rights_j.pdf

2. 新たな非財務情報開示基準への対応

昨年9月、世界経済フォーラム(World Economic Forum、WEF)は、その下部評議会である国際 ビジネス評議会(International Business Council、IBC)を通じ「ステークホルダー資本主義の 測定一持続可能な価値創造の共通指標と一貫した報告に向けて一」("Measuring Stakeholder Capitalism: Towards Common Metrics and Consistent Reporting of Sustainable Value Creation") と題する報告書を公表しました。その中で、IBC としての非財務情報開示・報告の枠組(以下、 「IBC 非財務情報開示」)を公表しております。IBC 非財務情報開示では、SDGs や主要な ESG 分野に 沿った非財務情報を「ガバナンス(Principles of Governance)」、「プラネット(Planet)」、 「人々(People)」、「繁栄(Prosperity)」の 4 つの項目に整理の上、それぞれの評価指標を 列挙しています。 SMBC グループは、IBC による国際的な開示基準の策定に向けた議論に加わってきました。 現在、IBC 以外の様々な組織、機関においても、非財務情報開示について議論がなされています。 当社は、これらの議論に積極的に参加することで、ステークホルダーから求められる非財務情報 開示の枠組策定に貢献できると考えています。こうした考えに基づき、当社は、上記4つの項目に 沿う形で、新たに IBC 非財務情報開示に対応した開示をホームページ上に公表します。当社は 今後も非財務情報を積極的に開示し、ステークホルダーの皆さまとの情報の非対称性を緩和しつつ、 株主資本コストを低減させることで、株主価値の持続的な向上に努めていきます。

(URL)

https://www.smfg.co.jp/sustainability/group_sustainability/structure/

以 上